平成29年度ガイドブック

～一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の賛助会員校および在籍する学生生徒の皆様へ～

専修学校各種学校

学生対象

- Ⅰ 学生・生徒災害傷害保険
- Ⅱ 留学生補償保険
- Ⅲ インターンシップ活動賠償責任保険
- Ⅳ 医療分野学生生徒賠償責任保険

学校対象

- Ⅴ 学校賠償責任保険
- Ⅵ 個人情報漏えい保険／サイバーリスク保険

安全な学校生活は、学生生徒はもとより、保護者、教職員、学校経営者等の共通の願いです。専修学校各種学校での教育活動が活発になるに伴い、学生生徒の事故発生については、特に注意すべきであります。

学校当事者は、充分な監督・指導の下に各教育活動を行い、事故の発生を未然に防ぐ努力をする必要がありますが、万一事故が起きてしまった場合には、学生生徒が必要な救済を受けられるようにしておかなければなりません。

本財団では、このような場合の救済・補償制度として、文部科学省の指導の下に、専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険、留学生補償保険、インターンシップ活動賠償責任保険、医療分野学生生徒賠償責任保険、学校賠償責任保険、個人情報漏えい保険、サイバーリスク保険を実施しており、年度ごとに検証をしつつ、より充実した補償内容の実現を目指しております。

今後、専修学校各種学校が、社会の期待にこたえて充実発展をとげていく中で、本財団で実施している各種保険制度の存在は、ますます意義深いものになると考えております。

一般財団法人　職業教育・キャリア教育財団

平成 29 年度より「留学生補償保険」が追加されます。学校に在籍する留学生の万が一に備える保険です。詳細は P7 以降をご覧ください。

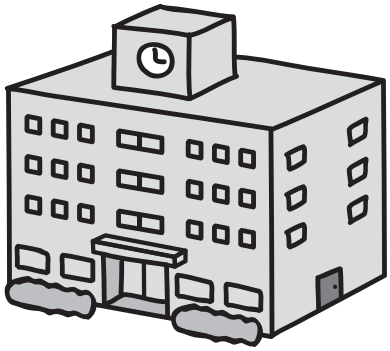

一般財団法人　職業教育・キャリア教育財団

Ⅰ.学生・生徒災害傷害保険

専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険

この保険に加入できるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校で、原則学校単位での加入になります。

※この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒に限ります。

◆この保険契約において学校とは、学校教育法第124条、126条または134条に定める専修学校、高等専修学校、専門学校または各種学校をいいます。

01 学生・生徒災害傷害保険とは……

学校が万全の注意を払っているにもかかわらず、教育活動中の不慮の事故により、学生生徒が負傷等の災害を被ることが少なくありません。

人身事故の発生予防については、学校も学生生徒も協力してこれにあたる必要がありますが、発生した事故については、その結果被害を受けた学生生徒の救済を充分にはからなければなりません。

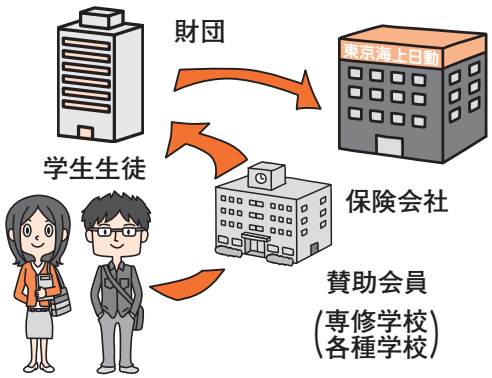

専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険はこのような理念のもとに、合理的な保険料で被害の救済に資するよう、こころがけて創られました。

現在は約1,640校の学校で採用いただき、ご加入者数は約21万人となっております。（平成28年度現在）

この保険は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が保険契約者となり、損害保険会社（幹事会社：東京海上日動火災保険株式会社）と一括契約をしています。

保険金のお支払い事例

事　故　状　況	治療日数	支払保険金
校内サッカー大会で衝突してケガ。	57日	171,000円
実習授業中､工具に指をはさみ､爪をわってしまった。	9日	9,000円
調理実習中､包丁で指先を切断。	15日	21,000円
階段ですべって転落。	16日	16,000円
屋上に出る際、足をひっかけて脱臼。	31日	31,000円
保育指導実習中、走っていて同級生と衝突して転倒、アキレス腱断裂。	50日	167,000円
授業中、正座で足がしびれ、立ったときによろめいて転倒、足首を捻挫。	15日	15,000円
宿泊研修中、フィールドアスレチックの施設に腹部をぶつけて裂傷。	12日	30,000円
クラブ活動中、相手選手と接触し肋骨を骨折。	36日	43,200円
柔道の授業中、受身を取ろうとして失敗し骨折。	10日	12,000円
体育大会のダンス練習中、ジャンプして着地する際に右足首を捻挫。	9日	10,800円
バイクで通学途中に右折してきた車と衝突し死亡。		10,164,000円※
下校時に歩道を歩いていてアイスバーンで転倒し足を骨折。	96日	292,000円※
右折車の後ろに停車している車に衝突し後遺障害を負う。		2,264,400円※

※通学特約を付帯している場合のみ、通学中の事故を補償します。

02 補償内容（保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合についてはP6をご覧ください。）

（1）学生・生徒の傷害事故補償

学生・生徒災害傷害保険

専修学校・各種学校における、正課中、学校主催の行事中、学内休憩時間中、その他学校施設内にいる間、課外活動中に起きた急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。

1 正課授業中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間や、指導教員の指示に基づき、卒業研究・研究活動を行っている間の傷害事故（自宅等、専ら私的生活に係る場所で行っている間を除きます。）

2 学校主催の行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故

3 学内休憩時間中

学校が教育活動のために所有・使用または管理している学校施設内における、授業開始前、授業と授業の間または昼食時の休憩時間中の傷害事故（被保険者の登校すべき日の最終授業終了後や、学校の施設外にいる間を除きます。）なお、1～3以外で学校施設内にいる間（寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。）も補償の対象となりますが、その場合は補償金額が異なります。P4の表をご覧ください。

4 課外活動中

学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間
学校の規則に則った所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間の傷害事故（学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。）

通学中等傷害危険担保特約 オプション

さらに、特約を付帯することにより通学中・学校施設等相互間の移動中での急激かつ偶然な外来の事故による傷害も補償します。平成14年度より募集を始め、多くの学校にご加入いただいております。

5 通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故

6 学校施設等相互間の移動中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間の傷害事故

接触感染予防保険金支払特約 オプション

臨床実習中の急激かつ偶然な外来の事故により、感染症の病原体に接触し、感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払いする特約で、平成23年度より募集を開始いたしました。

7 臨床実習中

病院または診療所等の臨床実習が行われる施設内において、被保険者が直接間接を問わず、感染症の病原体に予期せず接触し、医師の指示または指導に基づき、感染または発症を予防することを目的とする検査、投薬等の感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払いします。

※接触感染予防保険金支払特約の加入対象は、臨床実習を行う医療関連学科の学生生徒のみとなります。

※院内感染は補償の対象となりません。

（2）学生・生徒の賠償責任補償

（施設賠償責任保険）

日本国内において保険期間中に学生が学校の正課、実習、学校行事、課外活動等の学校管理下における活動に起因して、他人にケガをさせたり他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。**（ただし看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習の賠償事故は対象となりません。これらの医療関連実習中の事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」にて補償されます。）**

さらに、前記（1）「傷害事故補償」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合は、自宅から学校への通学中等に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に被る損害も補償します。

1 実習中など

保険期間中、日本国内において実習など、学校管理下の活動に起因して、他人の身体に障害を負わせ、または、他人の財物**（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）**を損壊したことにより、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合

例）企業実習中、派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせた。

2 通学中など

（前記「傷害事故補償」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限ります。）

合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により住宅と学校施設との間を往復する際に他人の身体に障害を負わせたり、財物**（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）**を損壊し、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合

例）自宅から学校への通学途中に通行人にぶつかりけがをさせた。

03 補償額と保険料および保険期間

（1）補償額

賠償責任補償においては医療関連の実習は対象となりません。

医療関連の実習中の賠償事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」（P14）にて補償します。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">補償内容</th><th colspan="2">死亡保険金</th><th colspan="2">後遺障害保険金</th><th colspan="2">入院保険金</th><th colspan="2">手術保険金</th><th colspan="2">通院保険金</th></tr>
<tr><th>昼間部</th><th>夜間部</th><th>昼間部</th><th>夜間部</th><th>昼間部</th><th>夜間部</th><th>昼間部</th><th>夜間部</th><th>昼間部</th><th>夜間部</th></tr>
<tr><td rowspan="6">傷害事故補償額</td><td>正課中
学校行事参加中
学内休憩時間中（※1）</td><td>2,000万円</td><td>1,200万円</td><td>程度に応じ
120万円～
3,000万円</td><td>程度に応じ
72万円～
1,800万円</td><td rowspan="5">事故の日から
その日を含めて
180日以内の入院に限り
入院日数180日を限度に

1日につき
4,000円</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">事故の日から
その日を含めて
180日以内の
手術（※5）
手術の種類に
応じて

2万円、4万円</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">事故の日から
その日を含めて
180日以内の
通院に限り
通院日数
90日を限度に

1日につき
1,200円</td><td rowspan="5">事故の日から
その日を含めて
180日以内の
通院に限り
通院日数
90日を限度に

1日につき
1,000円</td></tr>
<tr><td>上記以外で学校施設内にいる間（※2）</td><td rowspan="4">1,000万円</td><td rowspan="4">600万円</td><td rowspan="4">程度に応じ
60万円～
1,500万円</td><td rowspan="4">程度に応じ
36万円～
900万円</td></tr>
<tr><td>学校施設外で学校に届け出た、課外活動を行っている間（※2）</td></tr>
<tr><td>通　学　中（※3）</td></tr>
<tr><td>学校施設等
相互間の移動中（※3）</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨床実習中</td><td colspan="10">接触感染予防保険金（特約加入者が接触感染予防措置を受けた場合）
支払保険金：1事故につき15,000円（定額払い）（※6）（※7）</td></tr>
<tr><td colspan="2">賠償責任補償額（※4）
対人（1名/1事故につき）
対物（1事故につき）</td><td colspan="10">支払限度額　対人賠償：1名につき5,000万円/1事故につき5億円
対物賠償：1事故につき500万円
（免責金額　なし）</td></tr>
</table>

（※1）放課後の休憩時間中や寄宿舎にいる間を除きます。

（※2）学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。また学校施設には寄宿舎は含みません。

（※3）通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限ります。

（※4）この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(※5) 手術保険金は、1事故につき1回の手術に限ります。また、傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。
(※6) 院内感染は補償の対象となりません。
・院内感染とは：
臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合（蔓延するおそれのある場合を含みます。）に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症を発症したこと（発症するおそれのある場合を含みます。）をいいます。
(※7) 感染症の治療費は対象となりません。

(2) 保険料（学生生徒1人あたり）

保険期間	昼間部		夜間部		接触感染予防保険金支払特約 昼間部、夜間部共通
	通学特約無	通学特約有	通学特約無	通学特約有	
6ヶ月	370円	620円	390円	580円	10円
1年	530円	900円	540円	810円	20円
1年6ヶ月	720円	1,240円	770円	1,140円	30円
2年	940円	1,610円	1,010円	1,490円	40円
2年6ヶ月	1,160円	1,980円	1,250円	1,840円	50円
3年	1,370円	2,340円	1,460円	2,160円	50円
3年6ヶ月	1,580円	2,690円	1,680円	2,490円	60円
4年	1,740円	2,970円	1,870円	2,750円	70円

※文部科学省が毎年実施している学校基本調査（指定統計第13号）の「昼間」「夜間」区分に係る報告内容に沿ってご加入ください。
※接触感染予防保険金支払特約の加入対象者は、臨床実習を行う医療関連学科（看護科、準看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等）の学生生徒のみとなります。

(3) 保険期間

この保険の保険期間は学生の在籍期間に応じて異なります。

平成29年4月1日午前0時～学生生徒の所定の在籍期間の末日午後12時まで

保険期間例

- 在籍期間1年の場合　　平成29年4月1日午前0時～平成30年3月31日午後12時
- 在籍期間1年半の場合　平成29年4月1日午前0時～平成30年9月30日午後12時

学校が平成29年4月1日以前に学校長の決定もしくは、理事会等の決議により学校一括で全学生生徒を加入させることの機関決定（新規加入の場合のみ、所定の機関決定証明書をご提出いただきます。）がなされ、かつ**平成29年5月15日**までに所定の保険料を添えて申込み手続きを行った場合には、保険責任期間は平成29年4月1日午前0時から学生生徒の所定の在籍期間の末日午後12時までとなります。

●中途加入の場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ振込み手続きを行ない、入金日の翌月1日午前0時からとなります。**

※4月1日以降に手続きをされた場合の保険責任開始日、中途加入方法について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。
※文部科学省が毎年実施している学校基本調査における報告人数に沿ってご加入ください。

（4）補償のあらまし

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	死亡保険金	被保険者がP3の（1）に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の100%（P3の2（1）1～3以外で学校施設内にいる間および4～6の場合は、死亡・後遺障害保険金額の50%）をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。 ※死亡・後遺障害保険金額は昼間部2,000万円、夜間部1,200万円となります。また、死亡保険金受取人の指定のない場合は法定相続人にお支払いします。	①保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ③無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、流産によるケガ ⑥外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ（注1） ⑧戦争、内乱、暴動等によるケガ ⑨核燃料物質の有害な特性等によるケガ（注2） ⑩自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ（注3） ⑪むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑫ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（注3） 接触感染予防保険金のみ ⑬院内感染による感染症予防措置（注4） ⑭感染症の治療費　など （注1）ただし、学生生徒が、これらの自然事象の観測活動に従事している間については、補償の対象となります。 （注2）ただし、学生生徒が、核燃料物質、それによって汚染された物またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間については、補償の対象となります。 （注3）学生生徒が正課中、学校行事参加中および学校施設内における放課後以外の休憩時間中に負ったケガについては補償の対象となります。 （注4）院内感染とは、臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合（蔓延するおそれのある場合を含みます。）に、被保険者が目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症を発症したこと（発症するおそれのある場合を含みます。）をいいます。
	後遺障害保険金	被保険者がP3の（1）に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の6%～150%をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額の150%が限度となります。	
	入院保険金	被保険者がP3の（1）に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、入院された場合	入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	被保険者がP3の（1）に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります＊3。	
	通院保険金	被保険者がP3の（1）に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、通院（往診を含みます。）された場合	通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	
	接触感染予防保険金	被保険者がP3の2（1）に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として接触感染（病院または診療所等の臨床実習が行われる施設内において、被保険者が直接間接を問わず、感染症の病原体に予期せず接触すること）をし、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染予防措置を受けた場合	1事故につき15,000円をお支払します。ただし、1事故に基づく傷害について、接触感染予防保険金の支払は1回に限ります。	
施設賠償責任保険		被保険者が日本国内において参加する正課・実習・学校行事・課外活動その他学校管理下における活動（※1）（※2）に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことについて、被保険者が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合 （※1）看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習は含みません。 （※2）傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設（複数の場合はそれらの施設の間も含みます。）を合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）で移動する間も含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。	（1）次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。 ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 （2）保険金のお支払方法 ・上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性等に起因する損害 ⑦汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ⑧石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 ⑨医療行為（法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害（医療関連実習中のこれらの事故については、別途医療分野学生生徒賠償責任保険にご加入いただく必要があります。） ⑩日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 ⑪航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害 ⑫被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し、正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑬被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑭被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害 ⑮活動後に、活動の結果に起因して発生した事故に起因する損害　など

※傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、日射または熱射による身体の障害を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

＊2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうちこの保険に加入した方に限ります。（留学生全員加入）

Ⅱ.留学生補償保険

総合生活保険（こども総合補償）

01 留学生補償とは…… 24時間補償

本制度は学校に在籍する留学生の学生生活に伴うケガ・病気はもとより万が一の法律上の賠償リスク（示談交渉付）や救援者費用等にも対応できる補償内容となっております。

留学生補償には 基本タイプ と 拡充タイプ があります。
※学校単位でタイプをご選択ください。

基本タイプ

●傷害補償
「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。
・死亡・後遺障害のみ補償
ケガで死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。（入院、通院保険金はお支払いの対象となりません。）

●個人賠償責任
国内外において、日常生活で、受け入れ留学生の方が他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

●救援者費用等
国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

拡充タイプ

●借家人賠償責任
国内における借用戸室での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
※示談交渉は東京海上日動では行いません。
❗留学生の方が寮・下宿生の場合にご加入できます（自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。）。

〈特約部分〉
●医療費用補償特約
病気やケガによって、国内で入院や通院をしたことにより治療費用等を負担した場合に、保険金をお支払いします。
※1回の入院または通院について、限度日数があります。

＜補償の階層＞

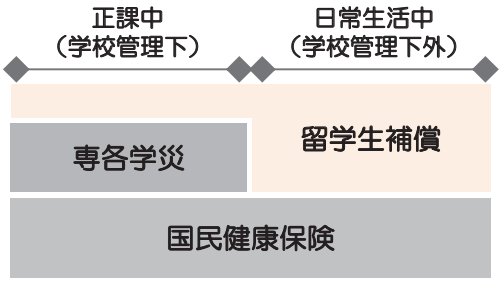

国民健康保険に加入している留学生を対象としています。国民健康保険に未加入の方は「留学生補償保険」にご加入いただけませんので、ご注意ください。

外国人留学生を受け入れる学校では、正課中（学校管理下）のみならず、日常生活中の危機管理においても信義則上の義務から配慮が求められています。

02 対象となる事故例

基本タイプ

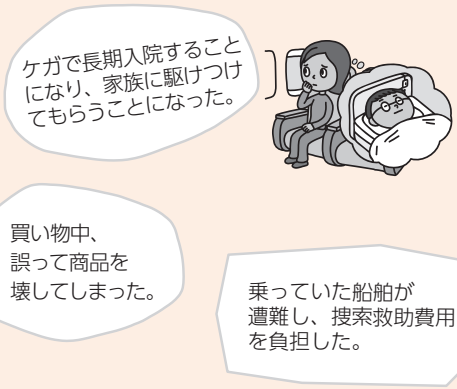

拡充タイプ

左記の基本タイプに加え、
以下のような事例も対象になります。

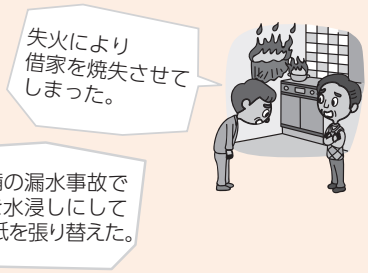

03 補償額と保険料および保険期間

(1) 補償額

	補償の内容				
タイプ	死亡・後遺障害	医療費用補償	個人賠償責任 (本人限定)	借家人賠償責任	救援者費用等
基本タイプ	1,000千円	―	国内・国外 100,000千円 記録情報限度額 5,000千円	―	5,000千円
拡充タイプ	1,000千円	入院諸費用※1 (日／1,000円) 治療費用※2 (限度日数60日)	国内・国外 100,000千円 記録情報限度額 5,000千円	5,000千円	5,000千円

※1 入院諸費用は免責金額5,000円
※2 治療費用では、先進医療費用保険金も対象となります。先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍を支払限度額とします。また、先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数とします。

(2) 保険料

保険責任開始日	保険料（生徒1名につき）		保険終期
	基本タイプ	拡充タイプ	
平成29年 4月1日	2,820円	19,500円	平成30年 4月1日
5月1日	2,680円	18,520円	
6月1日	2,530円	17,540円	
7月1日	2,400円	16,570円	
8月1日	2,250円	15,600円	
9月1日	2,120円	14,630円	
10月1日	1,970円	13,650円	
11月1日	1,830円	12,670円	
12月1日	1,540円	10,710円	
平成30年 1月1日	1,270円	8,770円	
2月1日	990円	6,820円	
3月1日	710円	4,880円	

※拡充タイプの保険料には、基本タイプの保険料が含まれています。
※保険期間中に脱退しても、保険料の返還は行われません。
※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。受け入れ留学生が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

（3）保険期間

平成29年4月1日午前0時～平成30年4月1日午後4時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ振り込み手続きを行い、入金日の翌月1日午前0時からとなります。**

※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いいたします。

※遡っての補償開始は承れませんのでご注意ください。

※4月1日以降に手続きをされた場合の保険責任開始日、中途加入方法について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

（4）補償のあらまし

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ＊1をした結果、死亡もしくは後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。

＊1　ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

＊2　細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

基本タイプ

傷害補償基本特約（入院、通院保険金はお支払いの対象となりません。）

保険金をお支払いする主な場合

死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合**
▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合**
▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

保険金をお支払いしない主な場合

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガ
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ
・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

等

個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約＋本人のみ補償特約（一部変更特約用）

保険金をお支払いする主な場合

国内外において**以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合**
●保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故
●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
▶1事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。
※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。
※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＊1　保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、**受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項）
なお、以下のものは補償の対象となりません。
・自動車・自転車、船舶等　・サーフボード、ラジコン模型等
・携帯電話等　・コンタクトレンズ、眼鏡等
・手形その他の有価証券等
・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
・設備・什（じゅう）器や商品・製品等
・動物、植物等の生物
・乗車券、通貨等　・貴金属、宝石、美術品等

等

＊2　情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。
＊3　同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条

項については、その同居の親族も含みます。）等の**故意**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害
・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。）
・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・航空機、船舶、**車両**＊2＊3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞
・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害
・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
・自然の消耗またはさび・かび等による損害
・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
・電気的または機械的事故に起因する損害
・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害

等

＊1　保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
＊2　ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。
＊3　受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。
＊4　ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約

保険金をお支払いする主な場合

国内外において以下のような事由により、**保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合**
●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合
●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合

等

▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがありますので、ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている場合に生じた事故によって生じた損害
・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害
・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害
・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害

等

拡充タイプ

医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）

治療費用保険金

保険金をお支払いする主な場合

保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合
▶保険の対象となる方が負担した一部負担金＊1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。
※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。
●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費
●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」＊4）
●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金
●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。）

＊1　公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。
＊2　退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。
＊3　通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。
＊4　附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる入院または通院
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる入院または通院
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院
・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院
・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院

・先天性疾患による入院または通院
・妊娠または出産による入院または通院
・痔(じ)核、裂肛(こう)または痔瘻(じろう)による入院または通院
・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院
・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院
・歯科疾病の治療のための通院
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院
・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院＊1

等

＊1　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用）

保険金をお支払いする主な場合

入院諸費用保険金

保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合
●病院または診療所の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料
●保険の対象となる方が約款に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認めた期間において親族が付添をした場合の親族付添費＊1、交通費、寝具等の使用料
●保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー＊2の雇入費用（ホームヘルパー＊2の紹介料および交通費を含みます。）
（ア）医師等が付添を必要と認めた期間
（イ）家事従事者＊3である保険の対象となる方が入院している期間
●療養に必要かつ有益な諸雑費＊1
●入院、転院、退院のために必要とした交通費
●入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に必要とした費用および生活療養における食事の提供である療養に必要とした費用（標準負担額を除きます。）

▶負担した費用の合計額から免責金額（自己負担額：5,000円）を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊4について、支払限度額（支払限度基礎日額に入院日数＊5を乗じた額）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院＊4について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限ります。

※上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。
・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金
・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。）
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
＊1　親族付添費については1日につき4,100円、諸雑費については1日につき1,100円とします。
＊2　炊事、掃除、洗濯等の世話を行うことを職業とする者をいいます。
＊3　保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。
＊4　退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。
＊5　入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。

先進医療費用保険金

保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合
●先進医療に必要とする費用＊1
●先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費

▶負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊2または通院＊3について、支払限度額（入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。

※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。
※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。
・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金
・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。）
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
＊1　先進医療費用のうち保険外併用療養費（保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。）を除きます。
＊2　退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。
＊3　通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。

保険金をお支払いしない主な場合

（医療費用補償特約治療費用保険金と同じ）

借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

保険金をお支払いする主な場合

国内における借用戸室＊1での事故により、**貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**
▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
※示談交渉は弊社では行いません。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
＊1　転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・心神喪失によって生じた損害
・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害
・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

等

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうちこの保険に加入した方に限ります。

Ⅲ.インターンシップ活動賠償責任保険

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険

01 インターンシップ活動賠償責任保険とは……

学生生徒が、正課、学校行事または課外活動としてインターンシップ活動を行う際に、他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊した（受託物については、損壊、紛失し、または盗取、詐取された）ことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
また、インターンシップ活動に伴って学生生徒が提供した飲食物やインターンシップ活動の結果に起因して、他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したこと等により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

補償対象となるインターンシップ活動

学校が、**正課（実習を含む）、学校行事または課外活動のいずれかに位置付ける日本国内での企業等における就業体験。**

＊学生生徒が個人的にインターンシップ活動を行い賠償責任を負った場合は本保険の対象になりません。

インターンシップとは…

学生生徒が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を企業･施設等で行うことをいいます。

●本保険の対象とならないインターンシップ
看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習
※医療関連学科とは、医療行為の実習を行う学科をいいます。

02 対象となる事故例

●インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせ学生個人が法律上の賠償責任を負った。

●インターンシップ活動中、派遣先のパソコンを落として破損させてしまい、学生個人が法律上の賠償責任を負った。

03 補償額と保険料および保険期間

（1）補償額と保険料

（免責金額　1事故につき5,000円）

	補償内容	支払限度額			保険料
正課・学校行事または課外活動として行われるインターンシップ活動	施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 1億円	学生生徒1人あたり250円
		対物賠償	1事故につき	250万円	
	生産物賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき 保険期間中	1億円 1億円 1億円	
		対物賠償	1事故につき 保険期間中	1億円 1億円	
	受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき 保険期間中	250万円 250万円	

①保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり250円となります。
②保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。
③学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。
④この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

（2）保険期間

平成29年4月1日午前0時～平成30年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ振込み手続きを行ない、入金日の翌日午前0時からとなります。**

※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いします。

※4月1日以降に手続きをされた場合の保険責任開始日、中途加入方法について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

（3）お支払いする保険金とお支払方法

①日本国内において行うインターンシップ活動（注1）（注2）に起因して保険期間中に生じた次のイ．ロ．の事故により、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

（注1）学生・生徒災害傷害保険の傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設（複数の場合はそれらの施設の間も含みます。）を合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）で移動する間も含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。

（注2）補償対象となるインターンシップ活動について詳しくは前項01をご覧ください。

イ．所属する学校が日本国内において所有・使用・管理する施設に起因して、または日本国内において行うインターンシップ活動中にその活動に起因して他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したこと（施設賠償責任保険）

ロ．日本国内において行うインターンシップ活動によって販売・提供した飲食物、または、インターンシップ活動後にその活動の結果に起因して他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したこと（生産物賠償責任保険）

②日本国内において行うインターンシップ活動中に被保険者が使用・管理する他人の財物（以下「受託物」と言います。）を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故に限ります。（受託者賠償責任保険）

＜施設・生産物・受託者賠償責任保険でお支払いする保険金＞

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また、受託者賠償責任保険においては、受託物の時価額が限度となります。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

＜保険金のお支払方法＞

上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

04 保険金をお支払いしない主な場合（詳細は解説書をご参照ください。）

＜各種賠償責任保険共通＞

①保険契約者、被保険者の故意
②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
③地震、噴火、洪水、津波または高潮
④他人との特別の約定によって加重された賠償責任
⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性等に起因する損害
⑦日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟
⑧医療行為（法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害　等

＜施設賠償責任保険＞

①航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害　等

＜生産物賠償責任保険＞

①その生産物自体の損壊または使用不能についての賠償責任　等

＜受託者賠償責任保険＞

①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊　等

この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうちこの保険に加入した方に限ります。

Ⅳ.医療分野学生生徒賠償責任保険

施設賠償責任保険・
受託者賠償責任保険

01 医療分野学生生徒賠償責任保険とは……

本制度にご加入いただくことにより、学生・生徒災害傷害保険の賠償責任補償およびインターンシップ活動賠償責任保険では補償の対象とならなかった、**「医療分野の学生生徒が医療関連学科の正課および学校行事として日本国内で行う医療関連実習（インターンシップ活動も含みます。）中の賠償事故」**を補償いたします。

具体的には、看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習（以下「医療関連実習」といいます。）に起因して、学生が他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊した（受託物については、損壊、紛失し、または盗取、詐取された）ことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

02 対象となる事故例

- マッサージの実習中に、相手にケガをさせてしまった。
- 看護実習中に、入院患者の所有物を壊してしまった。

03 補償額と保険料および保険期間

（1）補償額と保険料

（免責金額　なし）

補償内容	支払限度額			保険料
施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 1億円	学生生徒 1人あたり 1,000円
	対物賠償	1事故につき	1億円	
受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき 保険期間中	1億円 1億円	

①保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり1,000円となります。
②保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。
③学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。
④この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

（2）保険期間

平成29年4月1日午前0時～平成30年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ振込み手続きを行ない、入金日の翌日午前0時からとなります。**

※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いします。

※4月1日以降に手続きをされた場合の保険責任開始日、中途加入方法について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

（3）お支払いする保険金とお支払方法

①所属する学校が日本国内において所有・使用・管理する施設、または、医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習（注）に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したこと、または、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことにより被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。（施設賠償責任保険）

（注）学生・生徒災害傷害保険の傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設（複数の場合はそれらの施設の間も含みます。）を合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）で移動する間も含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。

②日本国内における医療関連実習中に被保険者が使用・管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に生じた事故に限ります。（受託者賠償責任保険）

＜施設・受託者賠償責任保険でお支払いする保険金＞

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また、受託者賠償責任保険においては、受託物の時価額が限度となります。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

＜保険金のお支払方法＞

上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

04 保険金をお支払いしない主な場合（詳細は解説書をご参照ください。）

＜各種賠償責任保険共通＞

①保険契約者、被保険者の故意
②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
③地震、噴火、洪水、津波または高潮
④他人との特別の約定によって加重された賠償責任
⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性等に起因する損害
⑦日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟　等

＜施設賠償責任保険＞

①航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害
②医療関連実習後にその実習の結果に起因して発生した事故　等

＜受託者賠償責任保険＞

①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊　等

Ⅴ.学校賠償責任保険

施設賠償責任保険
学校教育活動賠償責任保険

この保険に加入できるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に限ります。

01 学校賠償責任保険とは……

学校賠償責任保険には 基本タイプ と 拡充タイプ があります。

基本タイプ

●施設賠償責任保険

基本タイプにおける被保険者は、加入した学校およびその教職員です。

教育活動に起因して学生生徒または他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより学校やその教職員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

拡充タイプ

●施設賠償責任保険（基本タイプ）　●学校教育活動賠償責任保険

拡充タイプにおける被保険者は、下記のとおりです。

・施設賠償責任保険（基本タイプ）… 加入した学校およびその教職員

・学校教育活動賠償責任保険…… 加入した学校およびその役員、教職員

基本タイプ の施設賠償責任保険に加え、学校教育活動賠償責任保険が付帯されます。

学校教育活動賠償責任保険では、学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します＜基礎部分＞。

学校教育活動賠償責任保険では、セットされる下記特約により、被保険者が下記の費用を支出したことによって損害を被った場合にも保険金をお支払いします。

〈特約部分〉

●事故対応費用担保特約

・訴訟対応費用

事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる費用

・初期対応費用

事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限ります。）を被った被害者への見舞金、見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる費用

・コンサルティング費用

事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために要した費用
（ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。）

●災害被災者対応費用担保特約（※）

学校の施設内にいる学生または学校施設の来訪者または学校施設外で学校教育活動中の学生が、火災、落雷、台風等の所定の災害により死亡または後遺障害を被った際、被保険者がその被災者への対応を行うために負担した被災者に対する見舞金・見舞品購入費用、被災者の親族等が被災者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用

●犯罪被害者対応費用担保特約（※）

学校の施設内にいる学生または学校施設の来訪者等が、第三者の犯罪行為（過失犯を除きます。）により、身体の障害を被り、または不当な身体の拘束を受けた際、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者に対する見舞金・見舞品購入費用、被害者の親族等が被害者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用
（警察署への被害届が必要となります。）

（※）災害被災者対応費用担保特約・犯罪被害者対応費用担保特約については、被保険者がその事故について法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外となります。

賠償リスクの種類		事例・備考	基本タイプ	拡充タイプ（基本タイプも含みます）
			施設賠償責任保険	学校教育活動賠償責任保険
対人事故		他人の身体の障害	○	△ （侵害行為、いじめ、体罰に起因する事故に限定）
対物事故		他人の財物の損壊	○	×
対人・対物事故以外	人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害	×	○ （情報の漏えいによるものは免責）
	事務ミス	出題、採点ミスまたは書類作成ミス	×	○
	いじめ・体罰	いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル	×	○
	ハラスメント	学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント	×	○
	雇用関連リスク	採用・昇進・福利厚生・解雇を巡るトラブル 職場における教職員間のハラスメント	×	○
	知的財産権侵害	学校ホームページのコンテンツの著作権を巡るトラブル	×	△ （ホームページ等による著作権侵害に限定）

02 対象となる事故例

基本タイプ

施設・設備の欠陥および管理上のミス

例
- 火災発生の際、施設のスプリンクラーが作動せず多数の学生が死傷した。
- 施設の不備が原因で階段の手すりがはずれ、学生が転落して重傷を負った。

教育活動中の指導上のミス

例
- 体育授業中、教師の指導ミスにより、学生が鉄棒から落ちて負傷した。
- 実験中、教師があらかじめ注意をしておかなかったため、生徒が危険物を混ぜて爆発、やけどを負った。

拡充タイプ 左記の基本タイプに加え、以下のような事例も対象になります。

- 学校が生徒間のいじめを把握できず、いじめられた生徒が転校してしまった。被害生徒から精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求された。
- 卒業試験の採点ミスで、本来合格とすべき受験生に対し、不合格の通知を行っていたことが発覚した。留年を余儀なくされたとして、受験生（およびその保護者）から損害賠償請求された。
- 研究室で教授からアカデミックハラスメントを受けた結果、研究に参加できなくなり卒業年度が遅れ、精神的苦痛を受けたとして、学校が学生から損害賠償請求された。
- 教職員の配置換えについて、不当に差別的な扱いを受けたとして、損害賠償請求された。
- ホームページ上の掲載文書が著作権を侵害しているとして、損害賠償請求された。

03 補償額と保険料および保険期間

（1）補償額

			支払限度額	免責金額
基本タイプ	施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 5000万円 1事故につき 5億円	1事故につき 1万円
		対物賠償	1事故につき 500万円	
拡充タイプ	学校教育活動賠償責任保険	基礎部分	1請求・保険期間中 3,000万円	1請求あたり 10万円
		事故対応費用	1事故あたり 300万円（※1）	1事故あたり 10万円
		災害被災者対応費用	1事故・保険期間中 1,000万円（※2）	1事故あたり 見舞金・見舞品購入費用以外：10万円 見舞金・見舞品購入費用：なし
		犯罪被害者対応費用	1事故・保険期間中 1,000万円（※3）	1事故あたり 見舞金・見舞品購入費用以外：10万円 見舞金・見舞品購入費用：なし

（※1）初期対応費用のうち、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限ります。）を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用は被害者1名につき10万円、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品購入費用は被害者1名につき3万円が限度となります（1事故あたりの支払限度額の内枠。）。

（※2）被災者またはその親族に対して支払う見舞金・見舞品購入費用については、身体障害の程度によって支払限度額が設定されます（1事故・保険期間中の支払限度額の内枠）。※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

（※3）被害者またはその親族に対して支払う見舞金・見舞品購入費用については、身体障害の程度等によって支払限度額が設定されます（1事故・保険期間中の支払限度額の内枠）。※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

（2）保険料

保険責任開始日	保険料（生徒１名につき）		保険終期
	基本タイプ	拡充タイプ	
4月1日　～　4月30日	42円	823円	平成30年3月31日
5月1日　～　5月31日	38円	819円	
6月1日　～　6月30日	35円	816円	
7月1日　～　7月31日	31円	812円	
8月1日　～　8月31日	28円	809円	
9月1日　～　9月30日	25円	806円	
10月1日　～　10月31日	21円	802円	
11月1日　～　11月30日	18円	799円	
12月1日以降～　3月31日	14円	795円	

※拡充タイプの保険料には、基本タイプの保険料が含まれています。

保険料算出方法

生徒１人あたりの保険料×学生生徒数で計算してください。
なお、**平成28年度の学校基本調査**での学生生徒数が基準となります。

加入例　昨年（平成28年）度5月1日付学校基本調査学生生徒数が1,000人の専修学校が4月に加入した場合の保険料

基本タイプ の場合：1名につき　**42円×1,000人＝　42,000円**

拡充タイプ の場合：1名につき　**823円×1,000人＝　823,000円**

（3）保険期間

平成29年4月1日午前0時～平成30年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ振込み手続きを行ない、入金日の翌日午前0時からとなります。**

※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いします。
※遡っての補償開始は承れませんのでご注意ください。
※4月1日以降に手続きをされた場合の保険責任開始日、中途加入方法について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

（4）お支払いする保険金とお支払方法

基本タイプ（施設賠償責任保険）

被保険者が教育活動のために日本国内において所有・使用・管理する施設や、学校が主体となって日本国内で行う活動(注1)に起因して他人の身体または生命を害したこと、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）したこと(注2)により被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に日本国内において発生した事故に限ります。

（注1）「活動」とは次の①～③をいい、教職員（学校の卒業生であって、その学校の運動部の監督またはコーチ等を無償で務めている者を含みます。）の引率によるものを含みます。また、活動場所が複数の施設にまたがる場合、施設間を学生・生徒が合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）により移動する間を含みます。ただし、一部の

行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。
①教育課程に基づき行う教育活動　②学校の管理下において行われる部活動
③一時的に施設外で行う教育活動等

(注2) 教職員が所有する財物の損壊について学校が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、被保険者相互間の関係はそれぞれ他人とみなします。

＜お支払いする保険金＞

①法律上の損害賠償金：被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用：引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
③損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
④緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

＜保険金のお支払方法＞

上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

拡充タイプ（学校教育活動賠償責任保険）

学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限ります。

＜お支払いする保険金＞

【基礎部分】

基本タイプ（施設賠償責任保険）**の＜お支払いする保険金＞をご覧ください。**

【特約部分】

●事故対応費用

保険期間中に発生した事故（※）について、次の費用をお支払いします。
（※）この「事故」とは、学校教育活動賠償責任保険に規定する損害賠償請求の原因となる事象をいいます。

訴訟対応費用	事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が負担した応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。
初期対応費用	事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限ります。）を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。
コンサルティング費用	事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために要した費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。

●災害被災者対応費用

学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者が、学校施設内の建物、工作物等に損害が生じた火災、落雷、台風等の所定の災害により、または学校施設外で学校教育活動中の学生等が活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、保険期間中に死亡または後遺障害（後遺障害の定義について詳細は取扱代理店にお問い合わせください。）を被った際、被保険者がその被災者への対応を行うために負担した被災者に対する見舞金・見舞品購入費用、被災者の親族等が被災者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被保険者がその事故について法

律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。）

● **犯罪被害者対応費用**

学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者、通学途上や学校施設外における学校教育活動中の学生等が、保険期間中に、第三者の犯罪行為（過失犯を除きます。）により、身体または生命を害し、または不当な身体の拘束を受けた際、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者に対する見舞金・見舞品購入費用、被害者の親族等が被害者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします（警察署への被害届が必要となります。）（被保険者がその事故について法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。）

＜保険金のお支払方法＞

【基礎部分】

基本タイプ（施設賠償責任保険）**の＜保険金のお支払方法＞をご覧ください。**

【特約部分】

各特約条項とも、費用のうち免責金額を超える額に対して、特約条項の支払限度額を限度として保険金をお支払いします。一部の費用については、特約条項の支払限度額の内枠で被災者・被害者１名についての支払限度額が適用されます。また、引受保険会社の事前の同意を必要とする費用もありますので、ご注意ください。詳細については、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

04 保険金をお支払いしない主な場合（詳細は解説書をご参照ください。）

基本タイプ（施設賠償責任保険）

①保険契約者、被保険者の故意
②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
③地震、噴火、洪水、津波または高潮
④他人との特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性等に起因する損害
⑦医療行為（法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害
⑧日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟
⑨航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害　等

拡充タイプ（学校教育活動賠償責任保険）

上記基本タイプ（施設賠償責任保険）の①～⑤および⑧の事由に加え、以下の事由もお支払いしない事由となります。

①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取。ただし、侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害を除きます。
②情報の漏えい
③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
④日照権または眺望権の侵害
⑤学校教育活動の履行の追完または再履行
⑥被保険者が学校教育活動を行う施設もしくは設備または自動車、航空機、船舶もしくは動物の所有、使用または管理
⑦履行不能または履行遅滞
⑧学校教育活動の対価（入学金、授業料、教材費等を含みます。）の返還
⑨研究の結果
⑩資産運用
⑪政治的見解、信教、信条または思想に対する措置
⑫教職員に対する賃金の支払　等

※特約条項の保険金をお支払いしない主な場合については、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

Ⅵ.個人情報漏えい保険／サイバーリスク保険

個人情報漏えい保険
サイバーリスク保険

この保険に加入できるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に限ります。

01 補償内容

被保険者の範囲

①記名被保険者（学校）
②記名被保険者の役員または使用人（①の業務に関する場合に限ります。）

個人情報漏えい保険

本保険は、2つの補償で構成されております。

①賠償責任部分：
個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、被保険者（学校およびその役員または使用人）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

②個人情報漏えい対応費用部分：
個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、被保険者が事故対応期間内に生じた個人情報漏えい対応費用（新聞への謝罪広告費用、原因調査費用、詫び状作成費用、謝罪のための見舞金・見舞品購入費用等）を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが保険期間中に発生し、そのことが被保険者の公的機関に対する文書による届出もしくは報告等、または新聞・テレビ等の媒体による発表や報道により客観的に明らかになった場合に限ります。

本保険で対象とする「個人情報」

個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）をいいます。

サイバーリスク保険

ネットワークの所有・使用・管理に関する不備等に起因して発生した情報漏えい等の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
また、情報漏えい、不正アクセス等に起因して一定期間内に生じた危機管理対応費用、訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

サイバー犯罪は増加傾向にあり、情報取扱者にはセキュリティー対策が求められております。

【標的型メール攻撃の認知件数の増加】

○警察が把握した標的型メール攻撃は **1,472 件**。
※前年同期比で 581％増

○日本年金機構を始めとする我が国の多数の団体、機関事業者等でサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生。

○非公開メールアドレスに対する攻撃が全体の約 9 割。

○送信元アドレスの詐称、確定申告制度を踏まえた攻撃等手口が巧妙化。

○標的にたどり着くため、周辺企業（子会社・取引企業）から攻撃を仕掛ける踏み台攻撃」も多く発生。

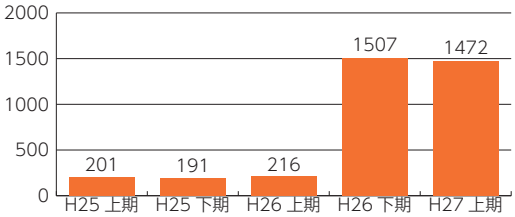

出典：警察庁　平成 27 年上半期のサイバー空間をめぐる脅威の情勢について

【P マーク付与事業者の事故報告件数の増加】

P マーク取得事業者は、情報漏えいが発生した場合に、**審査機関への報告が必要**となります。
情報漏えい事故の原因が不正アクセスであった場合、不正アクセスを受けた**被害者であるにもかかわらず、**原因調査費用との**負担が発生する可能性があります。**

年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
事業者数	691	682	620	736	768
事故報告件数	1,590	1,434	1,447	1,627	1,646
P マーク付与事業者数	12,091	12,564	13,075	13,591	14,044
事故報告事業者割合	5.7%	5.4%	4.7%	5.4%	5.5%

出典：一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JPDEC）
「(平成 26 年度) 個人情報の取扱いにおける事故報告に見る傾向と注意点」

個人情報漏えい保険

個人情報漏えい事故による調査・謝罪・見舞費用や賠償に備えます！

①賠償責任部分

個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

②個人情報漏えい対応費用部分

個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、被保険者が事故対応期間内に生じた個人情報漏えい対応費用（新聞への謝罪広告費用、原因調査費用、詫び状作成費用、謝罪のための見舞金・見舞品購入費用など）を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

〈事故例〉

- 職員が不正行為によって学生名簿および教職員名簿を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。
- パソコンがウィルスに感染し、パソコン内に保存していた教職員のマイナンバー等の個人情報が流出した。
- 学生名簿・成績一覧が盗難にあった。

サイバーリスク保険

不正アクセス確定前(疑い段階)から一部費用を補償！

不正アクセスをされたかもしれない※という時点から、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用等の所定の費用を補償します。

補償例：事実確認のための原因調査費用 等

➡ **費用を心配せず、早期対応が可能です！**

※ウイルスソフトが反応した、他者から「システムがおかしい」と連絡があった 等

〈事故例〉

- 不正アクセスによる情報漏えいはなかったが、原因調査費用が発生した。
- 不正アクセスにより重要データが消失。データの復旧に多額の費用が発生した。

補償開始のタイミングイメージ（不正アクセスによる個人情報漏えいの場合）

個人情報漏えい保険

早期対応が必要だけど…

不正アクセスが確定するまでは、保険金のお支払いはできません。

不正アクセスの確定により、保険金のお支払いが可能に。

原因調査（フォレンジック）費用、コンサルティング費用、賠償金、見舞金等をお支払いします。

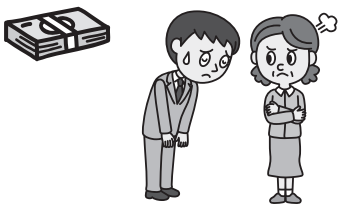

サイバーリスク保険

すぐに補償開始！

不正アクセスが確定していなくても、保険金が支払われます！

・不正アクセスを確認する調査依頼費用高額になる原因調査費用の心配をせず、早期に対応が開始できます。

さらに詳細な原因調査（フォレンジック）費用、コンサルティング費用、賠償金、見舞金等をお支払いします。

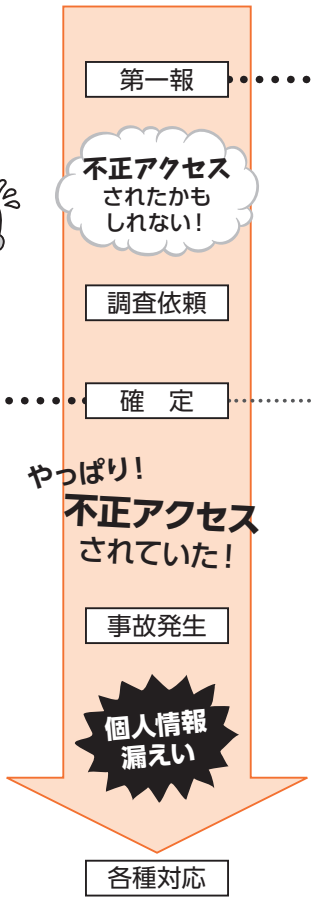

Check

サイバーリスク保険では被害を最小限に食い止め、リスクの軽減を図ることができます！

不正アクセス等のインシデントが発生した場合、適切な初動対応を行うことが極めて重要になります。これによって、情報漏えい、信用失墜、システム停止等の被害を最小限に食い止め、結果として賠償リスクの軽減を図ることができます。

サイバーリスク保険では、企業規模を問わず、不正アクセス発見の際の初動対応にかかる各種費用を補償することができます。

02 補償額と保険料および保険期間

（1）補償額

個人情報漏えい保険			
ご契約タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
賠償責任部分（1請求・保険期間中）（※1）（※2）	1,000万円	3,000万円	10,000万円
個人情報漏えい対応費用部分（1事故・保険期間中）（※3）	100万円	300万円	1,000万円
免責金額	賠償責任部分・個人情報漏えい対応費用部分 ともに1請求・1事故につき　各20万円		

サイバーリスク保険					
ご契約タイプ			Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
賠償責任部分（1請求・保険期間中）			3,000万円	5,000万円	10,000万円
サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約部分（1請求・保険期間中）	危機管理対応費用	見舞金等	1,000万円	3,000万円	5,000万円
		原因調査（フォレンジック）＆コンサル（※4）	300万円	300万円	500万円
		データ損壊（※4）	300万円	300万円	300万円
		クレジットモニタリング（※4）	300万円	300万円	300万円
	訴訟対応費用		1,000万円	1,000万円	1,000万円
免責金額			賠償責任部分・費用特約部分 ともに免責　なし		

（※1）個人情報の漏えいによる精神的損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、賠償責任部分の支払限度額の内枠で、被害者1名あたり30万円を限度として保険金をお支払いします。
（※2）個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して他人（個人情報の委託元事業者等）が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った際の損害は、「賠償責任部分」の支払限度額の内枠で「個人情報漏えい対応費用部分」と同額の支払限度額（サブリミット）が適用されます。
（※3）見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名につき500円、コンサルティング費用については1事故あたり500万円をお支払いする保険金の限度とします。ただし、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が500万円未満の場合は、他の費用損害と合算して、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が限度となります。
（※4）縮小支払割合は75%となります。

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

（2）保険料

学校単位でのご加入となります。
学生生徒数は、平成28年度文部科学省が実施した「学校基本調査」で回答している学生生徒数とします。

学生生徒数	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
～349名	30,000円	50,000円	100,000円	288,590円	355,170円	436,350円
350名～499名				322,850円	398,250円	494,160円
500名～999名				412,140円	508,410円	630,960円
1,000名～						

※保険料が記載されていないゾーン（ 部分）の保険料については、株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。
※ご申告いただいた学生生徒数が実際の「学校基本調査」で回答している学生生徒数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

（3）保険期間

個人情報漏えい保険：平成29年4月1日午前0時～平成30年3月31日午後12時まで
サイバーリスク保険：平成29年4月1日午前0時～平成30年4月1日午後4時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ振り込み手続きを行い、入金日の翌日午前0時からとなります。**

※4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日までのお手続きをお願いいたします。

※4月1日以降に手続きをされた場合の保険責任開始日、中途加入方法について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

平成28年度以前から個人情報漏えい保険にご加入いただいている学校へのご注意

本保険は、初年度契約の保険期間の開始時以降に発生またはそのおそれを知った漏えいについて、保険責任期間中に学校および役員または使用人に対し、損害賠償請求がなされた場合に損害を補償する保険です。更新の手続きが遅れますと、前年度以前に発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えいに対し、今年度損害賠償請求がなされた場合、保険金をお支払いすることができません。**補償の更新のために、3月中のお手続きをお願いいたします。**

（4）お支払いする保険金の種類

個人情報漏えい保険

賠償責任部分と個人情報漏えい対応費用部分のセット商品となっております。

賠償責任部分　《施設所有（管理）者特別約款（個人情報漏えい保険用）》

保険金をお支払いする損害

①法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。

②保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用

③保険会社の同意を得て支出した、求償権の保全・行使の費用等の損害防止軽減費用

④賠償責任がないことが判明した場合において、事故が発生した際の緊急措置に要した応急手当、護送等の費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤保険会社の要請に伴う協力費用

●漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に、保険金をお支払いします。
●保険金のお支払方法は次のとおりです。
上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

※詳細は、保険約款をご確認ください。

個人情報漏えい対応費用部分　《個人情報漏えい対応費用担保特約条項》

保険金をお支払いする損害

①謝罪広告・会見費用	②お詫び状作成・送付費用
③見舞金・見舞品購入費用	④コンサルティング費用
⑤コールセンター委託費用	⑥弁護士への相談費用

※上記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、記名被保険者の使用人の超過勤務手当・交通費・宿泊費、通信費等もお支払いの対象となります。
※④コンサルティング費用および⑥弁護士への相談費用は保険会社の書面による同意を得て支出されたものに限ります。また、⑥弁護士への相談費用については、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。
※事故対応期間（契約者、被保険者または保険会社が最初に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間）内に生じた費用に限ります。
●保険期間中に個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、その事実が公的機関への報告やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。
●保険金のお支払方法は次のとおりです。
損害額の合計額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

サイバーリスク保険

商品構成

商品構成		主な補償内容
賠償責任保険普通保険約款 ＋ 情報通信技術特別約款	(1) IT ユーザー条項（基本補償）（＊1）	損害賠償金
		争訟費用　等
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）	危機管理対応費用
		訴訟対応費用

（＊1）IT 業務条項不担保特約条項がセットされている前提となります。

補償内容（1）賠償責任部分（IT ユーザー条項（基本補償））

保険金をお支払いする場合

記名被保険者の業務におけるネットワークの所有・使用・管理等（IT ユーザー行為）に起因して発生した次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。
情報の漏えいまたはそのおそれ（紙または磁気ディスク等の紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについては IT ユーザー行為に起因するかどうかは問いません。）

※日本国外で発生した他人の損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
　日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

支払限度額等

法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をはじめ、IT ユーザー条項（基本補償）で引受保険会社がお支払いする賠償責任に関するすべての保険金は、合算して、ご契約時に設定した支払限度額（1 請求・保険期間中ごとに設定）が限度となります。
また、この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約（全件付帯）でお支払いするすべての保険金を合算して、ご契約プランの賠償責任の支払限度額が限度となります。

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、保険約款をご確認ください。

保険金のお支払い方法

【法律上の損害賠償金】
法律上の損害賠償金の合計金額に対して、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 ＝ 損害賠償金

【各種費用】
各種費用の合計金額に対して、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 ＝ 各種費用

補償内容(2) サイバーセキュリティ事故対応費用（全件付帯特約条項）

①危機管理対応費用

保険金をお支払いする場合

セキュリティ事故に起因して事故対応期間（＊ 1）内に生じた危機管理対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

セキュリティ事故とは…

次の事由またはそれを引き起こすおそれのある不正アクセス等をいいます。ただし、下記に記載の危機管理対応費用のクまたはケの費用のうち、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用についてのみ、不正アクセス等のおそれを含みます。
記名被保険者の業務におけるネットワークの所有・使用・管理等（IT ユーザー行為）に起因して発生した次の事由

情報の漏えいまたはそのおそれ（紙または磁気ディスク等の紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについては IT ユーザー行為に起因するかどうかは問いません。）

（＊ 1）被保険者がセキュリティ事故を発見した時から、その翌日以降 180 日が経過するまでの期間をいいます。

※被保険者がセキュリティ事故を発見した場合には、契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を弊社に書面で通知しなければなりません。
正当な理由がないにもかかわらず、契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

お支払いの対象となる費用（危機管理対応費用）の種類と支払限度額等

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額	
		1 被害者・被害法人	1 事故・保険期間中
次の費用のうち、セキュリティ事故に対応するために直接必要なものをいいます。ただし、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。			
ア．新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、イ以下に規定するものを除きます。 イ．記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ウ．記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 エ．通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ．記名被保険者が他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	－	D タイプ：1,000 万 E タイプ：3,000 万 F タイプ：5,000 万
カ．情報の漏えいまたはそのおそれが発生した被害者に対して謝罪のために支出する次の費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。（＊ 1） （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ）見舞品の購入費用（被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）	100%	被害者 1 名につき 500 円	
キ．被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）（＊ 1）	100%	被害法人 1 社につき 3 万円	
ク．セキュリティ事故発生時の以下の費用 （ア）特別約款において保険金の支払対象となる事由または不正アクセス等の原因調査のために支出する費用 （イ）不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、不正アクセス等が生じていた場合に限ります。 （ウ）セキュリティ事故に関して支出する弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。）。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 （エ）セキュリティ事故発生時の対策もしくは再発防止策に関するコンサルティング費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出する費用に限ります。 （ｉ）セキュリティ事故のうち情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、次のいずれかの事由により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合 ①公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限ります。） ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③被害者または被害法人に対する詫び状の送付	100%	－	
（ⅱ）（ｉ）以外の場合（結果として（ｉ）に該当する場合を除きます。）	75%	－	D、E タイプ：300 万 F タイプ：500 万
ケ．不正アクセス等のおそれが次のいずれかによって発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する外部機関への調査依頼費用。ただし、不正アクセス等が生じていた場合を除きます。 ①公的機関からの通報（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。） ②記名被保険者が使用または管理するネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告			

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額	
		1 被害者・被害法人	1 事故・保険期間中
コ．セキュリティ事故により消失もしくは損壊したデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。	75%	−	300 万
サ．情報が漏えいした被害者のクレジット情報について、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用。 ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。	75%	−	300 万

（＊ 1）セキュリティ事故のうち情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合において、引受保険会社が保険金をお支払いするのは、次のいずれかの事由により、情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に限ります。
①公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限ります。）
②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③被害者または被害法人に対する詫び状の送付

※**個々の費用について、損害額に上記縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。**ただし、上記支払限度額が限度となります。免責金額は適用いたしません。
※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、IT ユーザー条項の賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります（P23 を確認ください。）。
※詳細は、保険約款をご確認ください。

②訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

セキュリティ事故（＊ 1）に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者が保険期間中に損害賠償請求をなされた場合に限ります。
（＊ 1）セキュリティ事故の内容については、P26 をご覧ください。

支払限度額等

支払限度額	1 請求	保険期間中	免責金額
	1,000 万円	**1,000** 万円	なし

※下記の費用損害額に対して支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、IT ユーザー条項の賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

お支払いの対象となる費用

訴訟対応費用	次の費用のうち、損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。ただし、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。
	ア．記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
	イ．記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費
	ウ．増設コピー機のリース費用
	エ．意見書・鑑定書の作成費用
	オ．相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。

03 保険金をお支払いしない主な場合（詳細は解説書をご参照ください）

個人情報漏えい保険

＜賠償責任部分・個人情報漏えい対応費用部分共通＞

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- 保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- 他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取・使用不能・使用阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
- 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求　等

＜賠償責任部分＞

- 初年度契約の保険期間の開始時より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えい（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害
- 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- 株価または売上高の変動
- 日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟　等

サイバーリスク保険

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款をご確認ください。

【共通】

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、変乱、暴動、労働争議
- 地震、噴火、津波
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- 他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- 業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- ネットワークを構成する機器・設備、プログラムまたはソフトウェアの耐用年数を超えた使用
- 所定の期日までに記名被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
  ア．火災、破裂または爆発
  イ．急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
- 被保険者が支出したかどうかにかかわらず、業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- 特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
- 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動
- 被保険者が第三者に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた請求　等

【サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約】

- 被保険者相互間における損害賠償請求

加入手続き

01 必要書類及び事務手続きに際してご注意いただきたい点

1 学校集計報告書及び除籍報告書は複写になっておりますので、1枚目・2枚目を株式会社第一成和事務所にご返送ください。(学校控えは必ず保管してください。)

2 加入者名簿につきましてはA4サイズで作成し、2部お送りください。所定の名簿を株式会社第一成和事務所のホームページ上に掲載しておりますのでご利用ください。(URL　http://www.d-seiwa.co.jp/dantai/index.html)

<table>
<tr><th rowspan="2">保険種目</th><th rowspan="2">必要書類</th><th colspan="2">振込期限</th></tr>
<tr><th>4/1～加入</th><th>中途加入</th></tr>
<tr><td>学生生徒災害
傷害保険</td><td>・学生生徒災害傷害保険学校集計報告書
・除籍報告書
・加入者名簿（2部）
・機関決定証明書（新規導入校のみ）</td><td>5月15日(月)迄</td><td rowspan="2">加入希望月の
前月末迄</td></tr>
<tr><td>留学生補償保険</td><td>・留学生補償保険学校集計報告書
・加入者名簿（2部）</td><td rowspan="5">3月31日(金)迄
※現在個人情報漏えい保険ご加入の学校は、補償継続のため、締切日を遵守いただきますようお願いいたします。</td></tr>
<tr><td>インターンシップ
活動賠償責任保険</td><td>・インターンシップ活動賠償責任保険
学校集計報告書
・加入者名簿（2部）</td><td rowspan="4">加入希望日の
前日迄
※ご加入に際して注意事項も併せてご確認ください。</td></tr>
<tr><td>医療分野学生生徒
賠償責任保険</td><td>・医療分野学生生徒賠償責任保険
学校集計報告書
・加入者名簿（2部）</td></tr>
<tr><td>学校賠償責任保険</td><td>・学校賠償責任保険学校集計報告書</td></tr>
<tr><td>個人情報漏えい保険／
サイバーリスク保険</td><td>・個人情報漏えい保険／サイバーリスク保険学校集計報告書</td></tr>
</table>

02 注意事項

＜種目共通＞

- 保険料は所定の払込取扱票を使用し、学校単位でお振込みください。また、内訳の記入も併せてお願いいたします。
- 学校の登録内容や学生生徒の氏名等に変更が生じた場合は、解説書内にある登録内容変更届にて株式会社第一成和事務所まで FAX でご通知ください。

＜学生生徒災害傷害保険＞

- **加入条件：学校教育法に定める専修学校、各種学校の在籍する学生生徒に限ります**
- 通学特約の有無は学校で統一してください。ご不明な場合は株式会社第一成和事務所へお問い合わせください。
- 学生の除籍報告については、年度初めの申込時にまとめてご申告ください。期間の途中ではお受付できません。また、当年加入分につきましては次年度にご申請ください。
- 中途加入の場合、入金日の翌月 1 日午前 0 時より補償開始です。

＜在校生通学特約中途付帯＞

- 補償開始後に通学特約を中途付帯することが可能です。入金日の翌月 1 日午前 0 時より補償開始です。

＜接触感染予防保険金支払特約付帯＞

- **加入条件：学生生徒災害傷害保険に加入済みの臨床実習を行う医療関連学科の学生生徒**

＜留学生補償保険＞

・加入条件：学生生徒災害傷害保険に加入済みの国民健康保険に加入している外国人留学生全員

・補償が重複するため、インターンシップ活動賠償責任保険の加入は不要です。

＜インターンシップ活動賠償責任保険＞

・加入条件：学生生徒災害傷害保険に加入済みの学生生徒

・学生生徒災害傷害保険と同時に中途加入する場合は、学生生徒災害傷害保険の補償開始日と同日からの補償となります。

・介護福祉学科で医療行為（痰の吸引・経管栄養）に関連する実習をされる生徒の賠償事故補償につきましては、インターンシップ活動賠償責任保険では対象となりませんので、必ず医療分野学生生徒賠償責任保険に入っていただきますようお願いいたします。

＜医療分野学生生徒賠償責任保険＞

・加入条件：学生生徒災害傷害保険に加入済みの臨床実習を行う医療関連学科の学生生徒

・学生生徒災害傷害保険と同時に中途加入する場合は、学生生徒災害傷害保険の補償開始日と同日からの補償となります。

・食事提供がある場合はインターンシップ活動賠償責任保険にもご加入ください。（学生が調理する場合）

＜学校賠償責任保険＞

・学生生徒数は**平成 28 年度の学校基本調査**で回答していただいた生徒数とします。転入生の中途加入は不要です。

・補償開始後のタイプ変更はできません。

＜個人情報漏えい保険／サイバーリスク保険＞

・学生生徒数は**平成 28 年度の学校基本調査**で回答していただいた生徒数とします。転入生の中途加入は不要です。

・補償開始後のタイプ変更はできません。

03 加入者名簿について

記載していただく項目に変更がございますので、詳細は解説をご確認ください。
所定の名簿を株式会社第一成和事務所のホームページ上に掲載しておりますのでご利用ください。
（URL　http://www.d-seiwa.co.jp/dantai/index.html）

04 保険料のお振込みについて

振込期限までに所定の振込用紙にて、ゆうちょ銀行よりお振込みください。

ゆうちょ銀行　加入者名（口座名）一般財団法人職業教育・キャリア教育財団　保険係
口座番号　00150－4－19271

※ゆうちょ銀行以外の口座のお取扱いはございませんので予めご了承ください。

05 加入証について

4月加入の場合は、7月中旬頃に保険会社より発送いたします。
その後のご加入分につきましては、書類到着および保険料着金確認後の翌々月中旬頃の発送となります。

万一事故が発生した場合には

(1) 傷害事故が発生した場合は、

①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内に（総合生活保険（こども総合補償）は、直ちに）ご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。
保険会社にご連絡の際は、所定の事故報告書兼事故証明書をご記入のうえ、担当都道府県の各損害サービス担当拠点宛にFAXをお送りください。
②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

(2) 賠償責任を負うおそれのある事故が発生した場合は、遅滞なく書面で取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス担当拠点へ次の事項をご連絡ください。

①学校名
②事故発生日時（サイバーリスク保険の危機管理対応費用については「事故発見日の日時」を含みます。）
③事故発生場所　④被害者の住所・氏名
⑤事故の原因、状況　⑥受けた損害賠償請求の内容　など

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
なお、賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。
本保険には保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる賠償責任事故が発生した場合には、引受保険会社からの助言に基づき、被保険者（保険の補償を受けることができる方）ご自身に被害者の方と示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、被保険者側で示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。
このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

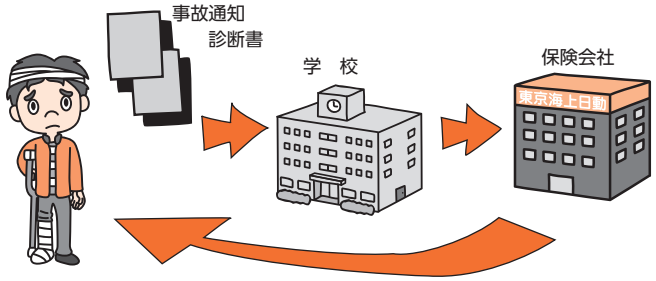

保険金請求先（損害サービス担当拠点）一覧表

2017年4月1日現在

担　当	担当拠点	所　在　地		フリーダイヤル	電話番号	FAX
東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨	本店損害二部・傷害損害1課（東京火新第一コーナー）（傷害）	〒105-8551	港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル6F	0120-789-101	03-6632-0482	03-6402-3562
	本店損害一部・企業火新1課（賠責）	〒102-8014	千代田区三番町6-4		03-3515-7503	03-3515-7504
北海道	北海道損害部・火新課（札幌火新コーナー）	〒060-8788	札幌市中央区大通西3-7 北洋大通センター15F		011-271-7346	011-271-1328
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北損害部・火新課（東北火新コーナー）	〒980-8460	仙台市青葉区中央2丁目8-16 仙台東京海上日動ビルディング6F		022-225-5012	022-225-7157
静岡、富山、石川、福井	静岡損害部・火新課（静岡火新コーナー）	〒420-8585	静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー10F		054-254-4370	054-254-4237
岐阜、愛知、三重	名古屋損害1部・火新2課（名古屋火新コーナー）	〒460-8541	名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F		052-201-9651	052-201-9649
京都、滋賀	京滋損害部・火新課（京都火新コーナー）	〒600-8790	京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町22 京都東京海上日動ビル4F		075-241-1312	075-241-9091
大阪、奈良、和歌山	関西損害1部・火新2課（大阪火新コーナー）	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F		06-6203-0681	06-6203-0646
兵庫	神戸損害部・火新課（神戸火新コーナー）	〒651-0175	神戸市中央区海岸通7 第二神港ビル4F		078-333-7120	078-333-7175
広島、鳥取、島根、岡山、山口、香川、徳島、愛媛、高知	中国損害部・火新1課（広島火新コーナー）	〒730-8730	広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー8F		082-511-9392	082-511-9273
福岡、佐賀、長崎、沖縄	九州損害1部・火新課（福岡火新コーナー）	〒812-8705	福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル6F		092-281-8270	092-281-8785
熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州損害2部・火新課（熊本火新コーナー）	〒862-0975	熊本市中央区新屋敷1-14-35 熊本東京海上日動ビル4F		096-372-6461	096-372-6779
留学生補償保険の病気に関するご相談（全国）	本店損害二部・医療損害2課（医療）	〒105-8551	港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル8F		03-6632-0826	03-6402-3569

現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明点がございましたら、すぐにご連絡ください。
なお、本ガイドブックの内容は平成29年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なりますので、ご注意願います。

学生・生徒災害傷害保険

〈重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)〉団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

●契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
●注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
●この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、保険約款によりますが、ご不明点等につきましては一般財団法人職業教育・キャリア教育財団又は東京海上日動火災保険（株）までお問い合わせください。
●ご家族等の方が被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。）となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
※このご案内、ガイドブック等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1．商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団をご契約者とし、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒等を被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同財団が有します。

この保険の名称やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、2頁をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間（保険のご契約期間）

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、2、3、4、5、6頁をご確認ください。

(3) 引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細は4頁をご確認ください。

2．保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・保険料の払込方法については29、30頁をご確認ください。

3．満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1．補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください（1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。）。

2．告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務（ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）があります（弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。）。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合（約款に同内容の規定がある場合を含みます）は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日*2から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日*2から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

＊2 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項（通知義務等）

○通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務）や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、保険期間の開始時から始まります。詳しくは5頁をご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

6頁をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

(専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険)

保険期間が1年以内の場合、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故については100%)、保険期間1年超の場合は原則として90%まで補償されます。引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険・個人情報漏えい保険・サイバーリスク保険)

引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る)）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6. 個人情報の取扱いについて

39頁をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項

○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約された時の返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。

②新たな保険契約にご加入される場合の注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保健期間（新たにご加入の保険契約のご契約期間）の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気･症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なることがあります。

（例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険（1年契約用）である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払できません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。）

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)

○以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合　等

留学生補償保険

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
総合生活保険（こども総合補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

［マークのご説明］　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　　注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ　ご加入前におけるご確認事項

1　商品の仕組み　契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2　基本となる補償および主な特約の概要等　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3　補償の重複に関するご注意　注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。
●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
＊1　総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。
＊2　1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4　保険金額の設定　契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5　保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6　保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7　満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ　ご加入時におけるご注意事項

1　告知義務　注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください（項目名は商品によって異なることが

あります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

①総合生活保険（傷害補償）
職業・職務等＊1が告知事項かつ通知事項（☆）＊2となります。
他の保険契約等＊3が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

②総合生活保険（こども総合補償）
職業・職務等＊1、公的医療保険制度＊4が告知事項かつ通知事項（☆）となります。
生年月日、他の保険契約等＊3が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

③総合生活保険（個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償）
他の保険契約等＊3が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

＊1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
＊2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項かつ通知事項（☆）とはなりません。
＊3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
＊4 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。
＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4　満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ　その他ご留意いただきたいこと

1　個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2　ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3　保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4　その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5　事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
●保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	70%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	15%
三井住友海上火災保険株式会社	15%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

学生生徒災害傷害保険・留学生補償保険　共通

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
保険に関するご意見・ご相談は **東京海上日動火災保険株式会社　公務第二部文教公務室** 〒102-8014　東京都千代田区三番町６－４ TEL：03-3515-4133 **事故のご連絡・ご相談は** 東京海上日動損害サービス担当拠点 **0120-789-101**(フリーダイヤル) (受付時間：平日 9:00 ～ 17:00) 携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。	東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/) ナビダイヤル **0570-022808**＜通話料有料＞ IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間：平日午前９時 15 分～午後５時 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）、お支払いする保険金
□保険期間（保険のご契約期間）
□保険金額（ご契約金額）、免責金額（自己負担額）
□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

2. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意＊」が記載されていますので必ずご確認ください。
＊例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

●ご加入の際のご注意

①告知義務（ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）等

・集計報告書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に集計報告書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（代理店には告知受領権があります。）。傷害保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります（各種賠償責任保険、個人情報漏えい保険、サイバーリスク保険における告知事項その他詳細は集計報告書等をご確認ください。）。

●被保険者（保険の対象となる方）数
●他の保険契約等＊を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

＊「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

・加入される方（団体の構成員）の氏名、学籍番号、学科についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。

②死亡保険金受取人の指定：死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

③ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社にお問い合わせください。

●ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管：加入証は加入内容を確認する大切なものです。加入証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。また、加入証が到着するまでの間、集計報告書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または保険会社までお問い合わせください。

②通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務）

・集計報告書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、学生・生徒災害傷害保険においては、次の変更が生じた場合も、遅滞なくご通知ください。

(1) 被保険者が学校における在籍期間を変更する場合
(2) 被保険者が退学する場合
(3) 被保険者が保険期間中に通算して６ヶ月以上休学または留年した場合（(3)については保険期間終了前にご通知ください）

(※) ただし、サイバーリスク保険の通知義務については、以下のとおりです。

・集計報告書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場

合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

③ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または保険会社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●賠償責任保険のご注意

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●その他ご注意していただきたい点

・この保険は学生・生徒数に基づいて保険料を算出します。ご加入に際しては、保険料算出基礎数字である学生・生徒数を集計報告書に正しくご記入ください。なお、学生・生徒災害傷害保険、留学生補償保険、インターンシップ活動賠償責任保険、医療分野学生生徒賠償責任保険にご加入の際には、学生･生徒数をご記入いただき、学校賠償責任保険、個人情報漏えい保険、サイバーリスク保険にご加入の際には、平成28年度に文部科学省が実施した学校基本調査で回答した学生・生徒数をご記入ください。

・この保険は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団を保険契約者とし一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校・各種学校およびそこに在籍する学生生徒を被保険者とする専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険、総合生活保険（こども総合補償）、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険および受託者賠償責任保険、学校教育活動賠償責任保険、個人情報漏えい保険、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が有します。

・このガイドブックは、専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険、総合生活保険（こども総合補償）、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険および受託物賠償責任保険、学校教育活動賠償責任保険、個人情報漏えい保険、サイバーリスク保険の内容について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細については各学校にお渡ししてある解説に記載されている約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または東京海上日動にご照会ください。なお、ご加入者と被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方）が異なる場合には、ご加入者よりこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。

・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

～個人情報の取扱いに関するご案内～

保険契約者である一般財団法人職業教育・キャリア教育財団は引受保険会社に本保険の加入申し込みに関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理･履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)　および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●引受保険会社一覧●

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社　損害保険ジャパン日本興亜株式会社

（平成29年4月1日現在）

インターンシップ活動賠償責任保険、個人情報漏えい保険、サイバーリスク保険につきましては、東京海上日動火災保険㈱の単独引受となります。

＜引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、保険業法の規定に基づく「損害保険契約者保護機構」の補償については下記のとおりとなります。専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険（施設賠償責任保険を除く）、総合生活保険（こども総合補償）は、保険期間が1年以内の場合原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）、保険期間1年超の場合は原則として90%まで補償されます。引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険・個人情報漏えい保険・サイバーリスク保険は、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

詳細につきましては、東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。

＜共同保険に関する取扱＞

学生・生徒災害傷害保険、留学生補償保険、医療分野学生生徒賠償責任保険、学校賠償責任保険につきましては、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては団体窓口にご確認ください。

＜引受保険会社＞

幹事会社　東京海上日動火災保険(株)　　三井住友海上火災保険(株)　　損害保険ジャパン日本興亜(株)

●お問合せ・連絡先●

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団
保険事業取扱代理店　**株式会社 第一成和事務所**
〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11番6号 日本橋TSビル8F
TEL 03(3669)2831　FAX 03(3667)9037

引受保険会社(幹事)東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 公務第二部文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4　TEL 03(3515)4133(直)